

## 山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金補助事業実施要領

### 1 趣旨

この要領は、緊急雇用創出事業実施要領（平成23年4月5日付け職発0405第14号）に基づき、市町（一部事務組合を含む。以下同じ。）が実施する事業（以下「補助事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業の内容

補助事業は、県から交付された補助金を活用して、市町が、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成を図るために行う次の事業とする。なお、補助事業には、次の事業に係る周知及び広報並びに事業の運営を含むものとする。

(1) 民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う次のいずれかの事業（以下「委託事業」という。）。

① 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、②以外のもの（以下「緊急雇用事業」という。）。

② 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに県において設定する4分野（くらしの安心・安全基盤の強化、次代を担う子どもたちの育成、多様なひとが活躍できる基盤づくり、多様な交流と新たな活力の創造）の分野をいう。以下同じ。）又は震災対応分野（東日本大震災により被災した失業者（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者をいう。）を雇用する事業を行う分野をいう。）に係るもの（以下「重点分野雇用創出事業」という。）。

③ 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「地域人材育成事業」という。）。

(2) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、自ら実施する(1)①から③までのいずれかの事業（以下「直接実施事業」という。）。

### 3 委託事業

(1) 補助事業の対象となる委託事業

① 緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業

ア 事業例（別紙）を参考に市町が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。ただし、重点分野雇用創出事業（未就職卒業者を対象とする事業を除く。）については、重点分野又は震災対応分野に該当する事業であること。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

エ 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業

者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業であること。

## ② 地域人材育成事業

ア 事業例（別紙）を参考に市町が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 重点分野又は震災対応分野に該当する事業であること（ただし、未就職卒業者を対象とする事業である場合は、この限りでない。）。

ウ 建設・土木事業でないこと。

エ 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

オ 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

## (2) 新規雇用する労働者

### ア 労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

### イ 労働者の雇用期間

#### ① 緊急雇用事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

ただし、新規雇用する労働者が、東日本大震災により被災した失業者である場合には、2回以上の更新を可能とすること。

#### ② 重点分野雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

また、若年者（40歳未満の者をいう。以下同じ。）の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限る。）である場合は、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が東日本大震災により被災した失業者である場合は、2回以上の更新を可能とする。

#### ③ 地域人材育成事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業に（平成22年度に開始したものに限る。）については、1回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が東日本大震災により被災した失業者である場合は、2回以上の更新を可能とする。

#### ウ 失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

### 4 委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象とはしないものとする。

### 5 委託契約等

市町における委託事業に係る委託契約の際には、各市町の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、各市町の財務規則等に基づき、契約するものとする。

なお、委託契約には当該市町において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする。

- (1) 委託事業の予定期間及び終了予定期日
- (2) 予定される事業費及び人件費
- (3) 委託事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数
- (4) 委託事業で新規雇用する予定の労働者の雇用期間
- (5) 委託事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法
- (6) 受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否か確認するものであること。
- (7) 委託者は、受託者が委託事業の実施に当たり、3に反した場合には委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。
- (8) 委託事業が終了した場合には、前記(1)から(6)までの事項を内容に含む実績報告書を作成し、市町に提出しなければならないこと。
- (9) (8)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。

### 6 直接実施事業

補助事業の対象となる直接実施事業は、3に該当する事業（地域社会雇用分野の事業を除く。）であること。

### 7 事業計画全体としての要件等

(1) 補助事業は、年度ごとの緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業それぞれの事業計画全体として、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることとする。

なお、当該要件は、市町が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されるものであり、個々の委託事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。地域人材育成事業（介護分野の事業及び震災対応分野の事業を除く。）については、個々の事業について、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を5分の3以上とすることを基本とする。

(2) 事業計画の策定や補助事業の実施に際しては、離職した非正規労働者や中高年齢者、未就職卒業者、障害者、日系人、東日本大震災により被災した失業者その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要とされる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮すること。

また、特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

なお、補助事業で新規雇用する労働者に関しては、3及び6の規定により市町が実施する事業並びに県が実施する「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」において、複数の事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること（介護分野以外の事業に従事していた者が介護分野の事業に従事する場合及び東日本大震災により被災した失業者を雇用する場合を除く）。

(3) 市町は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに、当該半期に終了した事業について、別に定める実績報告書を作成し、当該半期の末日の属する月の翌月5日までに、県に提出しなければならないこと。

## 8 財産の取得制限

市町が事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。

## 9 その他

(1) 平成20年12月1日以降に開始された事業について、補助事業を活用できるものであること。

なお、平成21年10月23日から平成24年3月31日までの間に限っては、市町による事務補助員等としての臨時職員の雇用については、業務量の急激な増加等臨時職員の雇用が新たに必要な事情が生じた場合に補助事業を活用できるものであること。

(2) この要領に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月5日から施行する。